vinetur

バレンシア県の宿泊・飲食業従業員、新協約で2029年までに賃金13％増

バレンシア県の宿泊・飲食業協約は10万人超を対象に、夜間勤務手当や業務委託、季節雇用の再招集に新ルールを導入する

2026年11月18日（水）



バレンシア県の宿泊・飲食業界は、新たな4年間の労働協約で合意した。2029年までに賃金を13％引き上げるほか、県内10万人超の従業員を対象に、夜間勤務、業務委託、季節雇用に関する新たなルールを定める。

協約は11月17日火曜日、県の業種横断型宿泊・飲食業労働協約の交渉委員会を構成する労働組合と使用者団体によって締結された。署名者の一つであるホテル・観光事業者団体HOSBECが明らかにした。HOSBECによると、最終文書はCEV（バレンシア州経営者連盟）の本部で署名された。交渉は2月3日に正式に始まり、8回の協議を経て9月21日に仮合意に至っていた。

協約の適用期間は2026年1月1日から2029年12月31日まで。HOSBECによると、バレンシア県内のホテル、観光アパートメントなどの宿泊施設に加え、レストラン、カフェテリア、バー、ナイトライフ施設、ケータリング、施設向け給食サービス、スパの従業員が対象となる。

HOSBECによると、この協約は法人化された事業者1万1,400社超に影響する。内訳は飲食サービス業1万185社、宿泊業1,281社で、このほかに数千人の自営業者も含まれる。業界の幅広い部分で賃金の最低基準と主要な労働条件を定めるため、県内の宿泊・飲食業にとって重要な協約となる。

経済面の柱となるのは、協約期間中の累計13%の賃上げだ。HOSBECによると、賃金表は2026年に4%引き上げ、その後2027年、2028年、2029年に各年3%ずつ引き上げる。交渉開始時にインフレ率との乖離を補う改定が適用されたため、2026年の実質的な引き上げ幅は5%になると同団体は説明している。

協約にはインフレへの備えも盛り込まれた。HOSBECによると、4年間の累積消費者物価上昇率が13%を超えた場合、次期協約の初年度に当たる2030年の賃金表は、2029年の賃金表を1%引き上げた水準を基準とし、そのうえで新たな賃上げ幅を交渉する。

雇用主にとっては、短い交渉サイクルを繰り返すのではなく、4年間にわたって予測可能な形で人件費が上昇することになる。従業員にとっては、賃上げがあらかじめ定められるとともに、新たな、または明確化された複数の給付や保護が加わる。

重要な変更の一つは、夜間勤務手当の新設だ。HOSBECによると、午後10時から午前0時30分までの勤務時間には基本給の10%、午前0時30分から午前6時までには20%の手当が支給される。この規定は、協約の公示翌月から適用されるか、遅くとも2027年1月1日から適用されると同団体は説明している。

協約では、スペインの観光業で一般的な季節雇用の形態である固定断続雇用のルールも改定する。HOSBECによると、新たな規定は、電子メール、テキストメッセージ、WhatsAppなどを使った従業員の呼び戻しについて、期限や方法を明確にする。また、呼び出しに応じられない正当な理由を定め、この種の契約をパートタイムで結ぶことも認める。

別の条項では、一時的な就労不能による休業を扱う。HOSBECによると、協約は不当な欠勤を抑制することを目的とした措置を導入する一方、労働災害、職業病、重篤な疾病の場合の従業員保護を維持する。これらの抑制策の具体的な運用方法について、同団体は詳細を示していない。

業務委託に関する規定は、外部委託サービスにも労働基準を適用するため、ホテルやレストランの事業者から注目を集めそうだ。HOSBECによると、ダイニングルーム、レストラン、バー、厨房、フロント、客室清掃、清掃業務を外部委託する企業は、委託先の従業員に少なくとも宿泊・飲食業協約で定める賃金条件を適用し、労働時間と休憩時間に関する規定も遵守させなければならない。この要件は、外部サービス事業者を利用する企業のコスト構造や業務委託契約に影響する可能性がある。

HOSBECによると、協約は業界標準の労働時間を週40時間、年間実労働時間を1,794時間とする規定を維持する。また、週2日連続の休日と、年2日の個人休暇も維持する。

研修と職業基準について、HOSBECによると、現行の研修手当は継続される。また、従業員の研修歴、

職種区分、経験を証明する「ホスピタリティ・プロフェッショナルカード」の実現に向けて取り組むことで合意した。さらに、LGTBI従業員に対する平等と差別禁止に関する措置や、災害および悪天候への対応手順も盛り込まれた。

HOSBECによると、労働者側の署名者はFeSMC-UGTとCCOO Servicios。使用者側にはHOSBEC、バレンシア宿泊・飲食業連盟とその加盟団体、ガンディア・ラ・サフォルのホテル協会、スパ・温泉保養施設協会が参加した。

協約は締結されたものの、まだ全面施行には至っていない。HOSBECによると、今後、労働当局に登録と保管、適法性の審査を申請し、その後バレンシア県官報に掲載される。掲載をもって協約が全面適用されると同団体は説明している。